

貝塚市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

- (1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。
- (2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。
- (3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。
- (4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。
- (5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(一括回答)

(1)～(5)について、本市では、毎年岸和田市及び貝塚・岸和田両商工会議所ならびにハローワークとの共催により、岸和田・貝塚合同就職面接会を開催し、両市内事業所と求職者に対する雇用確保・創出に努めております。また同時に大阪府と連携し、「労働なんでも相談」等の各種相談コーナーを併設するなど、雇用創出を促進しています。さらに、パソコン講座などの職業能力開発事業を実施するとともに、就職困難者を対象とする地域就労支援事業を、大阪府の補助金を活用しながら実施しているところです。また、「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供についても関係各課と連携を行っており、その案内に努めております。

なお、本市では、大阪府と連携を密にし企業誘致を精力的に進めてきており、その産業集積拠点内に進出する企業による現在までの雇用の創出は大きく、さらに平成19年度・20年度においても、多数の雇用が予定されている状況です。

今後とも、大阪府や関係機関との連携に努めながら、雇用の創出・確保ならびに就労支援の充実を図ってまいります。

2. 経済・中小企業施策

- (1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限的資源に投資する中小企業施策を構築すること。
- (2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

(1)・(2)について、本市においては、「貝塚市産業・観光振興ビジョン」に基づく産業振興施策を推進しているところであり、特に中小企業者及びその従業員の育成などの人的資源への投資等に対する補助制度としては、新技術・新製品の開発や競争力の強化、製品の高付加価値化が促進されるよう特許権などの工業所有権を取得した場合に中小企業者又はその従業員に対して奨励金を支給する「中小企業工業所有権取得促進補助金」、技術の開発・向上や経営合理化を図るために公的機関が実施する研修を修了した場合に中小企業者またはその従業員に対して受講料の一部を補助する「中小企業人材育成支援事業補助金」などを設け、補助を実施しているところ

です。
今後においても、中小企業者のものづくり基盤技術などに対する補助を継続しながら、大阪府をはじめ関係機関等と連携を図り、本市産業の振興に努めてまいります。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

本市では現在、「貝塚市行財政改革実施計画」に基づき行財政改革を着実に推進しているところ

です。
この行財政改革の実施にあたりましては、市長をはじめ幹部職員の強力なリーダーシップのもと、法令の遵守は当然のことながら、市民への説明責任を果たし情報公開を十分に行いながら、これからの地方分権社会に対応した持続的・自立的な行財政運営システムの確立を図ってまいります。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

本市は以前から厳しい財政状況に対処するため二次にわたる財政健全化計画に取り組み、一定の成果を収めてまいりました。そのようななかで、将来的な公債費の状況については特に注視し、投資的経費の抑制はもとより、公債費負担の適正化を図るための方策を積極的に講じてきたところ

です。その結果、地方債残高は10年前と比較して約24%の減少となっております。
また平成18年度からは、5年間を集中取り組み期間とする「行財政改革実施計画」に基づき行財政改革に取り組んでいるところです。この実施計画は、中・長期的な行財政全般にわたる根本的な構造改革計画として策定したものです。これまで積極的に進めてきた優良企業の誘致と計画の着実な推進によって自立した安定的な財政運営基盤の確立を図ってまいります。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

「大阪府保健医療計画」は、将来的な医療体制の整備を推進するための基本的な計画であり、地域における医療提供体制を整備するためには、中核となる病院と地域内の病院・診療所のかかりつけ医とが連携して、それぞれの役割を果たしていくことが必要となります。

本市においては、内科・歯科については初期救急医療として市立休日急患診療所を設置しており、小児科については平成18年11月に5市1町により開設した泉州北部小児初期救急広域センターに参加しております。市立貝塚病院においては、小児救急医療支援事業として二次夜間救急診療を週1回実施しております。また、医師不足の影響がとりわけ著しい産婦人科については、周産期医療の集約化・重点化をめざし、平成20年4月から泉州広域母子医療センターを泉佐野市などと合同で運営することとなっております。今後は産科を市立泉佐野病院が担当し、婦人科を市立貝塚病院が担当することとなるため、より一層婦人科手術の充実強化を行ってまいります。

今後も大阪府と連携し、救急医療体制の整備及び情報提供に努めてまいります。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

介護サービス事業等につきましては、制度の周知及び利用方法について、広報やパンフレット・チラシ・ホームページ等の活用により周知を図ってきたところであり、大阪府介護サービス情報公表センターのホームページでは、介護サービス事業所の情報提供、サービスの質の確保・向上を目的として介護サービス情報も公表されているところです。また、地域密着型サービス事業所の第三者評価は、大阪府から情報提供を受けている評価機関により実施されているところです。

今後も大阪府及び関係機関と連携しながら、苦情・相談体制の充実に努めてまいります。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターは、総合相談事業や虐待の防止など地域介護の中核機関として諸事業に

取り組んでいるところです。この地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、住民及び被保険者の代表者として、民生委員・児童委員協議会、障害者児団体連絡会、社会福祉協議会の代表及びサービス事業者などの代表を構成員として貝塚市地域包括支援センター運営協議会を設置し、施策の充実を図っているところです。

(4) 高齢・退職者の生きがいくくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

高齢・退職者が地域社会において良好な人間関係や生活環境を保持しながら日常生活を営むことができるよう、地域老人クラブ活動や老人クラブ連合会への助成、老人ゲートボール大会・老人スポーツ大会・老人福祉月間事業や老人福祉センターの各種文化教養講座を行うなど福祉施策に努めてきたところであり、今後におきましても高齢者の生きがいくくりと社会参加を促進するため、各種活動・事業の継続に努めてまいります。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

社会保障制度の最後のセーフティネットである生活保護制度が、その期待される役割を果たしているよう、生活困窮者のニーズ・生活実態を的確に把握し、適切な援助を行っております。

自立支援につきましては、ハローワーク等関係機関とより連携を図るために、専門相談員の配置を予定しており、就労による経済的な自立促進を図っております。また、身体や精神の健康を回復し、日常生活においても自立した社会の一員として充実した社会生活を送れるように、専門相談員を配置し支援体制の整備に努めております。

(6) 厚生労働省の発表するHIV感染者・AIDS患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のHIV感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

感染症対策は基本的には都道府県事務であり、HIV検査については、毎月第1・3・5週の金曜日に岸和田保健所が行っております。平成18年度に検査を受けた方は135人で、うち陽性者は8人であり、平成19年度の受検者はさらに増加傾向にあります。また感染予防のための啓発については、成人式の配付資料にパンフレットを同封したり、大阪府が委嘱する感染症予防協力員

が中心になって高校生など若い世代を対象に啓発物品の配付を行ったりしております。

今後は、市民の不安を解消するため、ホームページを含めた広報活動等で注意喚起に努めてまいります。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

延長保育につきましては、市内全保育所において午前7時から午後7時までの延長を行っており、民間保育所1ヶ所においては午後8時まで実施しております。休日保育につきましては、平成18年6月から民間園1ヶ所において実施しております。夜間保育につきましては現在実施予定はありませんが、市内では認可外保育所1ヶ所で24時間保育を実施しており、そちらを利用させていただきたいと考えております。

ファミリーサポート事業につきましては、会員相互の交流・研修会の実施や事業の周知を図るなど事業の推進に努めた結果、平成19年12月末現在会員数は569人となっております。今後とも社会ニーズに応えるため、会員相互の交流・研修会や市民へのPRを充実し、さらなる事業の推進に努めてまいります。

地域での子育て支援につきましては、子育て支援センターや市内各保育所などで子育てサークルの育成や地域での子育てを支援する事業を実施するとともに、そのあり方について公民館ボランティア団体とも会合をもち、支援体制の強化充実を図ってまいります。

なお、医療機関と連携した病児保育につきましては今後研究してまいります。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

保育所運営につきましては、保護者の多様化するニーズに応じた質の高い保育サービスが提供できるよう保育制度・環境の整備に努めるとともに、研修等を通じて保育士等の資質向上に努めてまいります。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保

育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的として、平成19年度から放課後子どもプラン推進事業が実施されました。地域住民との交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会のなかで心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する放課後子ども教室推進事業と、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童が対象で、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えてその健全育成を図る「放課後児童健全育成事業」の二本柱となっています。

そうしたなかで、本市の留守家庭児童会事業は、国の放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、受け入れ対象児童を小学校3年生までとして運営いたしており、これまでも施設や設備の充実に努めながら取り組んできた事業です。本事業に対する市民ニーズは年々高まっており、現在は市内全小学校10校に設置し、17クラスで運営しております。また、平成18年度からは保護者のお迎えを原則としたうえで最大午後7時までの延長保育に取り組み、児童の安全確保に努めております。なお、対象学年の拡大につきましては、学校施設の利用にも限度があり、また、4年生以上の児童は授業の終了時間も遅く、自立を促す必要性からも現在のところ対象年齢を拡大する考えはありません。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会(すこやかネット)」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり(子ども110番など)の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

地域の教育力向上が重要であることから、各地域教育協議会の行事への参加や各中学校区の情報交換を通じて地域教育協議会のより良いあり方を研究するために、現在「地域のコーディネーター連絡会」を開催しております。平成20年度も引き続き取り組んでまいります。

また、平成19年度は、放課後や週末における子どもたちの安全・安心な居場所を地域の教育力を活かしてつくろうという放課後子ども教室事業を、公民館や小学校の余裕教室等市内6ヶ所で開催しております。平成20年度はさらに教室開催数を増やすとともに、学校・学童保育事業等との連携協力を図りつつ事業の充実を図ってまいります。

学校・通学路の安全ネットワークづくりにつきましては、学校園への不審者侵入に備えて幼稚園と小学校にパニックボタンやカメラ付きインターフォンを設置し、小学校においては正門等に電気錠を設置するとともに、受付員を配置しております。

また通学途中の安全確保のために、現在2名の「地域安全管理官」による安全パトロール、4名の「セーフティサポート隊」による通学時間帯のバイクでのパトロールとともに、府の事業としてスクールガードリーダーが1名配置され、「子どもの安全見守り隊」の活動の充実にむけた指導をしております。さらに、「こどもの安全ライブメール(こあらメール)」にて、市内で発生

した子どもに関する事案を希望者にメール配信しております。「子ども110番の家」につきましては、市PTA協議会の事業の一環として小学校区PTAを中心に地域・企業の協力をいただいているところです。

平成18年度には小学校別の「校区安全マップ」を作成し、平成19年度におきましては、市内保育所・幼稚園・小学校・町会等に配布し活用を進め、安全ネットワークづくりに活かしております。

平成20年度も引き続き各事業を継続するとともに、「校区安全マップ」の活用や「子どもの安全見守り隊」「子ども110番の家」の協力者数の向上を図るための啓発などに努めてまいります。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

本市の奨学生募集や進路に関する相談案内について、市の広報やホームページにおいて周知に努めています。また大阪府育英会をはじめとする様々な奨学金制度につきましても、窓口において周知を図るとともに、制度の拡充について今後も府に要望してまいります。

また本市の小・中学校に就学する児童生徒の保護者で、諸事情のため学習に必要な費用でお困りの世帯に対し、その費用の一部を就学援助費として支給しております。その支給額につきましては、文部科学大臣が定める要保護世帯への国の補助単価を基準にしております。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

世界人権宣言等の趣旨を踏まえ、人権侵害に対して迅速かつ効果的にきめ細かく対応できるよう、法整備の確立を大阪府ならびに府市長会等と連携して国に要望しているところです。

今後とも多種多様な人権相談の対応に努めるとともに、あらゆる人権侵害を根絶するため、府・市長会等と連携を図りながら啓発に取り組めます。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り

組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

2003(平成15)年3月に作成した「貝塚市男女共同参画計画コスモスプラン」(第2期)に基づき、「男女共同参画による新しい社会をめざして」を基本理念として、市民とのパートナーシップのもと、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

審議会等委員の女性委員比率は平成19年4月現在16.1%であり、今後目標値の達成にむけ取り組んでいきます。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

現在、男女共同参画社会基本法及び「貝塚市男女共同参画計画コスモスプラン」(第2期)に基づいて事業を推進しています。条例制定については今後も研究していきます。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

専門相談員による女性相談及び人権擁護委員等による人権相談等を実施し、市関連部局及び地域ネットワークと連携して、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどに対応しています。また、広報誌や啓発誌等で啓発や周知を行っています。

相談員等については、国・府の研修等を受講して資質の向上に努めています。今後とも、国や府及び関連機関と十分に連携し、対応の充実を図ります。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

平成17年3月に策定した「貝塚市次世代育成支援行動計画」に基づき、仕事と子育てを両立で

きる職場環境づくりを働きかけるとともに、育児休業法など各種法制度の広報・啓発に努めてまいります。

8. 環境施策

- (1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。
- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。
- (1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。
- (1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(一括回答)

(1)①～③について、本市においては、平成18年度に「貝塚市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務・事業によって発生する温室効果ガス削減にむけ、自ら取り組んでいるところです。さらに平成20年度からは、平成19年度策定の「貝塚市地域省エネルギービジョン」に基づき、市民・事業者・行政が相互に連携・協同しながら、市全域での省エネルギー・地球温暖化防止にむけた取り組みを図ってまいります。

「ストップ地球温暖化デー」等については、府と連携しつつ広報活動等を通じて参加・協力を呼びかけるよう考えています。

- (2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。
- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講ずること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

本市においては、資源循環型社会推進のため、缶・びん、ペットボトル、プラスチック類の資源ごみの分別収集を行うとともに、家庭系可燃ごみ及びびん不燃ごみの指定袋制を導入するなど、ごみの減量化・資源化に積極的に努めています。またリサイクル率については、平成17年度実績が16.5%で、前年度の15.9%に対し約0.6%向上しています。

分別収集の細分化については、現行の分別収集を徹底させるとともに、各関係機関や地域の減量等推進員との連携を図り、市民との協働による資源化施策の展開を考えています。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

産業廃棄物の野焼きや野積み、不法投棄などの不適正処理に対しましては、大阪府や貝塚警察署と連絡し対応しているところです。また、不法投棄等を発見した場合、警察に通報するよう市の広報紙等で啓発に努めています。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

河川や海的生活排水の予防策については、大阪府が定めた毎年2月の「生活排水対策推進月間」に合わせて市の広報紙等で啓発に努めております。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

大阪府におきましては、平成18年度を初年度として10年後を目標に、地震による死者数の軽減など減災目標の設定と実現のための防災対策達成目標を取りまとめたアクションプログラム「大阪府版地震防災戦略」を策定中ですが、平成20年度中には具体的な計画が示されるものと仄聞しております。本市の「地域防災計画」につきましては、平成17年度に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき国から東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受けたことに伴い、津波避難対策や津波に係る防護施設の整備等地震防災上特に重要な津波対策に関する事項を定めた計画を盛り込んだ内容の修正を行いました。今後におきましては、府の動向を見極めたうえで必要に応じて修正を加えていきたいと考えております。

災害時用の食糧備蓄体制につきましては、現在、市役所本庁舎や山手及び浜手地区公民館を拠点として、飲料水約14,000本・アルファ化米約3,500食・乾パン約800食を備蓄し、さらに高齢者用としてパンの缶詰440食を本庁に備蓄しているところですが、これらの物資につきましては保

存期限がありますことから、時期を失することなく年次的に更新を図りながら備蓄量の確保に努めてまいります。

住民参加型の訓練につきましては、地域住民により結成された自主防災組織が実施する防災訓練等の活動に対して、毎年度一定の補助を行い育成しているところですが、今後におきましては、これらの組織及び消防機関等と連携した、小学校区別の住民参加型の防災訓練の実施について検討してまいります。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが（9.3%から84.1%）、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす生活・学習の場であると同時に地域住民の避難所等の役割を担っていることから、学校施設の耐震性能の向上を図っていくことは大変重要な課題です。学校施設の耐震化を推進するためには、まず施設ごとに耐震診断を行い耐震性能を確認し、耐震補強が必要となれば改造を行うこととなります。本市におきましても、平成9年から耐震診断に取り組むとともに、一部耐震補強工事や改築工事を実施してきたところであり、現在小中学校合わせて校舎39.1%、屋内運動場73.3%の耐震化が進んでおります。

今後におきましても、耐震化未実施の建物の早急な二次耐震診断の実施に取り組んでまいりますとともに、国の動向等を踏まえながら耐震化に取り組んでまいりたいと考えております。

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

平成19年度より貝塚市立総合体育館にAEDを設置しております。市民運動広場への設置につきましては、順次図ってまいるところでございます。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

輸入農産物による価格の低迷や農業従事者の高齢化・担い手不足により遊休農地が年々増加しています。本市におきましては遊休農地の解消を図るため、認定農業者への農地の利用集積や市民農園等への活用、また府と協力してBDF利用推進事業を進めているところです。

今年4月より施行される「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に沿って、遊休農地の状況や耕作条件等を把握し、地域の実情に応じた有効利用を図ってまいります。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進することについては、関係機関・団体が連携して対応する必要があることから、今後、その方策を研究してまいりたいと考えます。なお、商店街近隣には公営駐車場の施設が設置されていない状況にあります。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

都市計画・街づくりにおけるバリアフリー化につきましては、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき事業者に啓発・協議をしております。

交通機関・交通施設におけるバリアフリー化といたしましては、平成16年度に策定いたしました「貝塚市交通バリアフリー基本構想」に基づき、現在平成20年度末を目標に南海貝塚駅にエレベーター設置が進められております。また道路のバリアフリー化として市道駅南線を平成19年度から着工しており、平成22年度までに特定経路である南海貝塚駅から市役所周辺の公共施設までのバリアフリー化をめざしております。

財政状況が厳しい折ですが、鉄道事業者が駅舎をバリアフリー化する場合は、国の補助制度に基づき補助金を拠出いたします。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

道路交通法では、自転車は軽車両に属し車道の端もしくは路側帯を走行することが義務付けられております。

近年自転車と歩行者による事故が増加傾向にあり、自転車専用レーンの設置を要望する声が高まっておりますが、市内の幹線道路以外の生活道路にご指摘の自転車専用レーンを設置することは、道路の幅員から大半が困難な状況です。比較的広い歩道が設置されている路線につきましては、自転車と自動車の事故防止という観点から自転車通行が可能な歩道として規制等されており

ます。

今後におきましては、自転車の交通量等状況を勘案して対策を検討し、また歩車分離信号の拡充につきましても、警察署と協議してまいります。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

本市では、大阪府と連携し南海貝塚駅前にてパークアンドライド駐車場とレンタサイクル事業を実施しており、現況では充足していると考えています。

11. 独自要請

中小企業勤労者福祉推進事業の取り組みについて、中小企業勤労者福祉サービスセンター（互助会）の設置もしくは近隣自治体との広域化の研究及び実現にむけての取り組みをお願いいたします。

(1) 中小企業が経済社会の重要な地位を占めていることはご存知のところであり、今後とも中小企業の役割は一層大きいと考えられます。特に泉州地域における中小企業の事業とその環境は際立って存在し、精一杯の事業努力がなされていると考えられます。こういったなか、一般的には大企業との間に労働条件・労働福祉面の格差が生じています。

(2) すでに昭和63年度に地域自治体を中心となって中小企業勤労者及びその事業主が相協力して市町単位で「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立し、福祉事業を行うことに対して、市町を通じてその管理運営経費等の一部を助成する制度があります。

(3) 自治体によってはすでに「勤労者福祉サービスセンター」を設置されうまく運用できていると思われませんが、広域化を図ることで自治体の経費を抑えることもできますし、サービスの多様化も考えられます。

こういった制度等を活用し中小企業勤労者の福祉向上及び地域活性化にご尽力賜りたく、ご要請を申し上げます。

(回答)

本市では、市内の事業所に働く勤労者と事業主の福利厚生の実及及び中小企業の振興発展を図ることを目的に、平成2年10月に「貝塚市中小企業勤労者福祉共済センター」を設立いたしており、常に会員との連携を図りながら、福利厚生事業・給付事業などの各種事業の実施に努め、目的達成にむけて鋭意努力しているところです。またさらに、近隣自治体と連携を図りながら共同事業を実施するなど、広域的な取り組みを進めている状況です。

今後とも、中小企業勤労者の福利厚生の実及に努めてまいります。